

国税局 OB による社外取締役・監査役のご紹介

株式会社 須藤事務所



須藤事務所グループ

税理士法人 桜友会計社

行政書士法人 須藤事務所

株式会社 須藤事務所

株式会社 経営戦略研究所

厚生労働省認可・一人親方労災保険特別加入団体併設

社労士法人 横浜労務管理協会

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町3-31-5 久保田ビル7F

TEL:045-314-0961 FAX:045-314-0435

E-mail:knsudo@green.ocn.ne.jp

HP:http://www.sudo-group.co.jp/

株式会社 桜友サービス

代表取締役 **蔭山 忠明**



(株)桜友サービスは税理士桜友会会員の会員互助を主な目的として昭和55年に設立されました。以来、税理士桜友会と連携し、近年では会員への人材紹介斡旋業務に重点をおき、さらには各種保険の斡旋、広告宣伝、不動産などの各種付随サービスを幅広く提供することで、会員活動をサポートしてまいりました。こうした活動の結果、多くの企業様から顧問税理士の紹介依頼を頂き、その就任実績を着実に伸ばしております。これもひとえに斡旋先の企業様において税理士桜友会メンバーを高く評価して頂いている結果であると考えております。

このように税理士桜友会には国税局の第一線で活躍し、豊富な知識と経験を持つ人材が多数在籍しております。税理士としての専門性はさることながら、さらにそれに付随する高度な専門知識も兼ね併えております。このような人材を民間の企業において有効に活用して頂くために、この度、弊社(株)桜友サービスは税理士桜友会及び須藤事務所グループと人材紹介業務におけるパートナー契約を締結致し、本サービスの提供を開始致しました。国税局在職時に多くの民間企業と関わり、多種多様な事案を処理してきた百戦錬磨のキャリアを持つメンバーは必ずや貴社の主要ボードメンバーたる社外役員としてお役に立てることと思います。

貴社のコーポレート・ガバナンスの強化はもちろんのこと、他社の一歩先を行く経営環境の実現のためにも、須藤事務所グループの『国税局OBによる社外役員紹介サービス』を是非御一考下さい。

須藤事務所グループ 代表
税理士法人 桜友会計社 代表社員

須藤 伸之



昨今、企業の置かれた経営環境は依然として厳しい状況にあり、経済のグローバル化の進展に伴い、経営体制・財務状況の公平性・透明性が要求されております。

我が国におきましても平成26年の会社法改正を契機として、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化及びグループ会社に関する規律の整備が企業側に強く要請されることとなりました。その中でも第三者（機関）による公平性・独立性をもった業務・会計監査を具体的に執行する目的から社外役員の設置がとりわけ上場企業において強く要求されています。しかも、上場企業においては現在就任している役員（グループ会社を含む。）との関係性が厳しく制限され、一定の利害関係者や近親者は社外役員になることができません。

このような状況の中で社外役員の設置を求められた企業はどのような対応をすれば良いのでしょうか？「当社と直接利害関係のない人物」でありながら「当社の状況を良く理解してくれる人物」、この相反する条件を兼ね備えた人物をどのように見つければ良いのでしょうか？

この度、当社においてご紹介させていただく社外役員紹介サービスは長年、国家公務員として客観性・独立性・公平性を持ち、税務当局において企業の情報収集・動向分析・実地調査を行ってきた企業及び市場分析のプロフェッショナルです。

このような人物こそ「当社と直接的な利害関係がなく、かつ当社やその業界をよく理解している人物」として求められる社外役員として適当ではないでしょうか。

コーポレートガバナンス・コードで掲げられる社外役員。この機会に当社の社外役員紹介サービスを是非一度ご検討頂ければと思います。

株式会社 須藤事務所
社長室室長 / 有料職業紹介サービス責任者
佐藤 崇



平成26年6月の会社法改正により取締役会に対する監督機能が大幅に強化され、上場企業においては2名以上の社外取締役の選任が実質義務付けられております。しかもこの社外取締役は広く関係者の就任が禁止されており、その条件に沿った人材を見つけることは非常に困難なのが現状です。

このような状況で取締役会に参加されている取締役の方々及びその運営・サポートを行っている関係者の中にも、社外役員の採用及び取締役会の運営にご苦労されている方も多いのではないのでしょうか？

当社の社外役員紹介サービスは国税局要職経験者の活用をとおして、このような役員様、企業担当者様の悩みや負担を減らし、既存の取締役会の運営に新たな解決策を提示したいと考えております。

これまでにない新しい『価値ある取締役会』の実現に向けて、一緒に悩み、考え、解決に向けてのお手伝いをさせていただければと思っております。まずはお気軽にお問い合わせ下さい。

◆ 税務のエキスパート

国税局の要職を経験してきた税務の専門家です。

長年の税務当局での実務経験に裏打ちされた、独立性・客観性・公平性を備えたハイレベルな人材をご紹介します。

◆ 税理士桜友会とのパートナーシップ

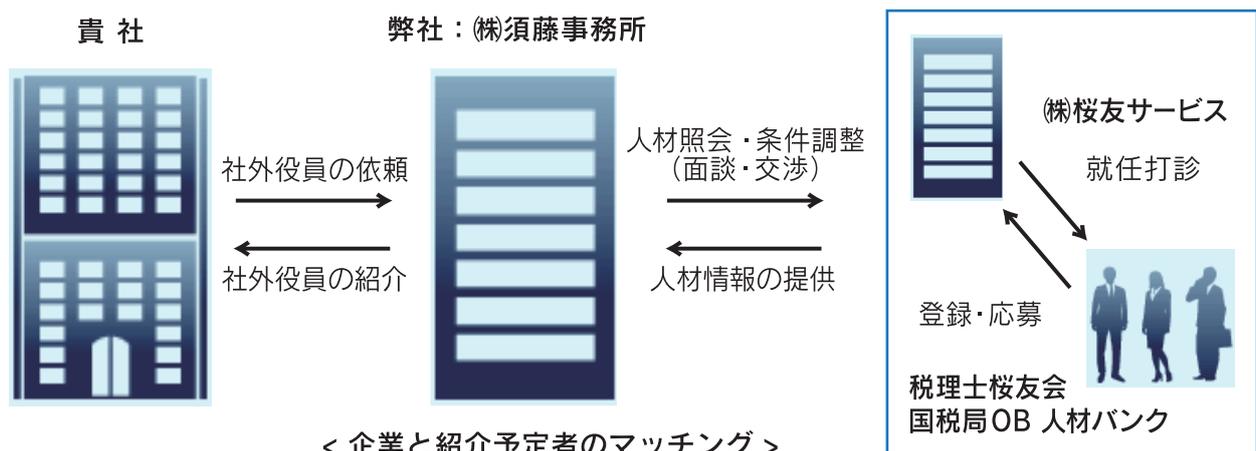
約3200名の国税局OB（※東京国税局管内）を会員とする税理士桜友会また、そのサポート企業である（株）桜友サービスとの全面協力体制のもと桜友会会員の中から貴社にふさわしい人材をご紹介します。

◆ ボードメンバーとしての良きアドバイザー

税務当局で長年にわたり企業の情報収集・動向分析・実地調査を行ってきた会社分析のプロフェッショナル達です。豊富な経験と確かな知識を武器に貴社のボードメンバーとして経営課題に向け一緒に取り組みます。

◆ 安心のサポート体制

就任後の社外役員のフォローアップにも万全を期します。各種関係法令の改正や市場動向の変化などに迅速に対応するため桜友会会員の社外役員による各種研修会や情報交換を行い、知識と情報のブラッシュアップを行います。



税理士桜友会

会長 吉本 春雄



日本経済はアベノミクスに始まる政府の積極的な財政出動、金融緩和政策により長い構造的デフレを脱却しつつあるかに見えます。しかしアメリカやEUをはじめとする世界経済は依然として不透明さを残しており、日本経済を取り巻く環境は決して楽観出来るものではありません。昨今の巨大企業による会計不祥事や大型の企業再編なども世間を騒がせ、まさに激動の時代に入りつつあります。

さて、我が税理士桜友会は昭和45年6月に東京国税局管内に税理士事務所を置く税理士で、税務官署の在籍経験者が、税理士としての資質の向上と会員相互の親睦を深めるとともに、その使命を深く認識し社会に貢献することを目的として結成されました。その後、本会は本日に至るまで桜友会の「綱領」と「行動指針」に基づきその活動を挙げ、現在の会員数は約3,200名を数えるまでになりました。

この度、税理士法人 桜友会計社を中心とする須藤事務所グループと桜友会、(株)桜友サービスがお互いに協力体制を構築し、国税局OBを社外役員として紹介する事業を開始致しました。

企業のガバナンスの強化が叫ばれる昨今、国税当局の要職を経て、独立性・客観性・公平性を兼ね備えた社外役員は必ずや貴社のお役に立ち、「価値ある取締役会」の運営に貢献できるものと思います。昨今の厳しい経営環境に打ち克ち、発展して行く為にも是非とも須藤事務所グループの社外取締役紹介サービスをご検討頂ければと思います。

会社概要

商号：株式会社 須藤事務所

本社：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目31番5号 久保田ビル

設立：昭和60年6月27日

資本金：3,500万円

営業品目：企業の事務処理、経理処理、電算機処理についての経営管理請負業
職業会計人（公認会計士、税理士）の委託による会計業務の処理
企業経営の研究並びに経営コンサルタント業
労働者派遣事業
宅地建物取引業

【許認可】：有料職業紹介事業許可 許可番号：14-ユ-301090

一般労働者派遣事業許可 許可番号：般14-010077

宅地建物取引業許可 神奈川県知事（1）第29442号

【認定】：経営革新等支援機関 20130830 関東第1号及び関財金1第757号（税理士法人 桜友会計社所管）

